



平成 24 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 藤 久 株 式 有 限 公 司
FUJIKYU CORPORATION
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 後 藤 薫 徳
(コード：9966 東証第二部・名証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 佐 藤 哲 雄
(TEL 052-774-1181 代表)

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会から、次の行為に関し下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、下請事業者各社から提出を受けた取引開始申請書による合意に基づき、下請事業者に対し、当社が下請代金の額から「仕入割引」及び「仕入値引」と称して一定率を乗じて得た額を減額した行為、「新規開設店販促協賛金」「タイアップ本発刊に伴う販促協賛金」「手配りチラシによる販促協賛金」と称して一定額を減額した行為、また、「販促協賛金」と称して下請代金を減額した行為が下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反するものと判断されたものであります。

当社は、すでに平成24年5月以降について下請代金の減額をしておらず、減額分（74,146,867円）につきましては、平成24年6月に全額を当該下請業者78社に返還いたしております。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容等を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなど、同様の事態の再発防止に努めてまいります。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

以 上